

# 外国人支援コーディネーターの活動を 周知するための取組実施基本方針（案）

令和 6 年 1 2 月 2 日

## 外国人支援コーディネーターの活動を周知するための取組実施基本方針（案）

### 1 趣旨・背景

「外国人支援コーディネーターの育成・認証」については、令和6年度から、外国人支援コーディネーター養成研修（以下「養成研修」という。）を実施し、認証していくこととしている。

そのため、認証された外国人支援コーディネーターの存在を知ってもらうほか、今後の養成研修の受講生の確保に向け、より効果的に外国人支援コーディネーターの活動の周知に取り組んでいく必要がある。

### 2 外国人支援コーディネーター及びその活動の紹介

#### （1）外国人支援コーディネーター所属機関リスト

外国人支援コーディネーターについて、特に、困りごとを抱えた在留外国人の相談先としての認知度を高めるため、外国人支援コーディネーター及び所属機関の同意を得た上で、外国人支援コーディネーター所属機関リスト（以下「リスト」という。）を入管庁HPに公開する。

#### ア 掲載内容

リストに掲載する内容は、外国人支援コーディネーターの所属機関、所属機関が所在する地域ブロック、都道府県・市区町村等及び所属機関別人数とし、外国人支援コーディネーターの個人名は公開しない。

#### イ 実施方法

入管庁は、外国人支援コーディネーター及び所属機関に対し、上記アの内容を記載したリストを入管庁HPに掲載することについて同意の有無を確認する。

同意が得られた場合には、掲載内容の誤りがないかを外国人支援コーディネーター及び所属機関に確認した上で公開する。

#### ウ リストの更新

入管庁は、養成研修ごとに新たな外国人支援コーディネーターが生まれること、転職や退職等により所属機関に変更が生じること、また、外国人支援コーディネーターとしての活動を行わなくなる等の事情が発生することを踏まえ、年に一回リストの更新を行う。

更新は、毎年度末行うこととし、入管庁が外国人支援コーディネーター及び所属機関に対して確認を行い、必要な更新を行うこととする。

## (2) 外国人支援コーディネーターの活動事例

外国人支援コーディネーターについて、特に困りごとを抱えた在留外国人の相談先としての認知度を高めるほか、活動内容について認知度を高め外国人支援コーディネーター養成研修の受講生を確保するため、入管庁HPに外国人支援コーディネーターの活動事例を掲載する。

### ア 事例の収集方法

入管庁が、外国人支援コーディネーターに対して、日々の取組や活動を随時メール等で募集する。

また、必要に応じて、外国人支援コーディネーターへのインタビュー等、情報収集を行う。

### イ 掲載する内容

原則、外国人支援コーディネーターが所属機関において行った相談対応支援及び予防的支援の活動の概要とするが、具体的な相談内容や個人情報には掲載せず、掲載の判断及び掲載のために必要な修正は入管庁において行うものとする。

### ウ 掲載時期・更新頻度

令和7年10月頃をめぐりに掲載を開始する。以後、概ね6か月ごとに新規の事例を掲載するなど、掲載内容の見直しを行う。

### エ 募集時の活用

令和8年度に実施する外国人支援コーディネーター養成研修の募集に当たっては、活動事例についても紹介する。

## 3 各種イベント等様々な機会を通じた周知

外国人支援コーディネーターについて、社会一般に周知し、外国人支援コーディネーター制度の内容と意義について認知度を高めるため、次の取組を実施する。

### (1) 説明会等

入管庁が参加する集住都市会議、多文化共生地域会議をはじめとする説明会、会議、各種講演会、関係者ヒアリング等において、「外国人支援コーディネーターの育成・認証」の制度、養成研修の内容、実際の活動状況等について積極的に周知を行う。

また、必要に応じて、入管庁から地方公共団体向け説明会等を実施する。

### (2) HP・SNS等

入管庁HP及びSNS（X、Facebook、Instagram、YouTube）、メール配信サービス、マスメディア、関係機関が発行する機関誌等を活用し、「外国人支援コーディネーターの育成・認証」の制度等について周知を行う。

(3) その他

上記(1)及び(2)に加え、様々な機会を捉えて周知を行う。